

令和5年(行コ)第24号 生活保護基準引下げに基づく保護費変更(減額)処分  
取消請求控訴事件(広島高等裁判所第4部河田泰常、中村仁子、伊藤拓也)

## 判決骨子

### 【主文】

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 1審原告番号9が当審において追加した予備的請求に係る訴えのうち、当審の  
口頭弁論終結日の翌日以降の金員の支払を求める部分を却下する。
- 3 1審原告番号9のその余の予備的請求を棄却する。
- 4 控訴費用は、1審被告ら提起の本件控訴に係る費用は1審被告らの負担とし、  
1審原告番号9提起の本件控訴に係る費用(当審において追加した予備的請求に  
係る費用を含む。)は1審原告番号9の負担とする。
- 5 本件訴訟のうち別紙訴訟終了者目録記載の各1審原告らの請求に関する部分は、  
同目録記載の日にそれぞれ同1審原告らの死亡により終了した。(別紙の添付省  
略)

### 【事案の概要】

本件は、広島県内に居住し、それぞれ生活保護(外国人である1審原告番号9については、昭和29年社発第382号厚生省社会局長通知(昭和29年通知)に基づく生活保護措置)を受けていた1審原告ら(訴え提起当初63名、本判決日現在43名)が、平成25年厚生労働省告示第174号による保護基準の改定(平成25年改定)に伴い、県内各福祉事務所長からそれぞれ生活扶助費を減額する内容の保護変更決定(1審原告番号9については、生活扶助費を減額する内容の保護変更措置)を受けたことにつき、平成25年改定は憲法25条を具体化した生活保護法8条等に反し、上記各保護変更決定等は違法であると主張して、その取消しを求めた事案である。

### 【判断の骨子】

- 1 1審被告らの控訴について

(1) ゆがみ調整及び2分の1処理について

厚生労働大臣が生活保護基準部会の平成25年検証を踏まえてゆがみ調整を行い、その際、増額方向及び減額方向共に2分の1の限度で反映させる処理を行った判断が不合理といえないことは、原判決のとおりである。

(2) デフレ調整について

厚生労働大臣がデフレ調整分として生活扶助基準を4.78%引き下げるこ  
ととした判断の過程及び手続には、次の点で統計等の客観的な数値等との合理的  
関連性や専門的知見との整合性の有無から見て明らかな過誤、欠落があった  
というべきであるから、上記判断には裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、  
したがって、平成25年改定は、生活保護法3条、8条2項に違反して違法で  
ある（結論において原判決と同旨）。

- ① 物価変動率を基礎としてデフレ調整を行うこと自体について生活保護基準  
部会（平成25年検証）では議論されていないため、物価変動率の算定方法  
についての専門的知見が得られていない状況において、テレビ及びノートパ  
ソコンを含む教養娯楽費ないし教養娯楽用耐久財について、社会保障生計調  
査から見て取れる生活保護受給世帯の消費実態と乖離した過大なウェイトを  
あえて採用した結果、これらの品目の大幅な価格下落が過大に反映されるよ  
うな方法をとった点
- ② 平成22年には家電エコポイント制度や地上デジタル放送への移行という  
特別の要因によってテレビの価格が大幅に下落するとともにウェイトが増大  
し、総務省CPIを大きく押し下げていることが明らかであるにもかかわらず、  
厚生労働大臣が専門家の知見を求めることなく、総務省CPIにおいて  
採用されている接続方法を含む通常の方法と異なり、あえて中間年である平  
成22年のウェイトを用いて平成20年の生活扶助相当CPIを求めるとい  
う下方バイアスを生じさせる方法をとった点
- ③ 物価変動の算定期間の始期を、一時的に物価水準が上昇した平成20年と

した点

(3) 結論

以上によれば、1審原告ら（1審原告番号9及び死亡した1審原告らを除く。）の取消請求を認容した原判決は相当であるから、1審被告らの控訴を棄却した（主文第1項）。

2. 1審原告番号9の控訴等について

(1) 1審原告番号9の取消しの訴えに係る控訴について

外国人である1審原告番号9に対する保護変更措置が、取消訴訟の対象となる処分（行政事件訴訟法3条2項）に当たるとは認められないから、上記保護変更措置の取消しを求める訴えは、不適法である（原判決と同旨）。

よって、1審原告番号9の取消しの訴えを却下した原判決は相当であるから、1審原告番号9の控訴を棄却した（主文第1項）。

(2) 1審原告番号9の当審における追加請求について

1審原告番号9は、当審で、減額前の金額による生活扶助費の支払請求を追加したが、そのうち、①当審の口頭弁論終結日の翌日以降の金員の支払を求め、将来請求の必要性（民事訴訟法135条）が認められず、不適法であるから却下し（主文第2項）、②それ以外の部分については、昭和29年通知に基づく生活保護措置の法的性質（保護基準の改定等に準じて給付内容が変更され得ることを前提とした贈与契約と解される。）に照らし、減額前の金額による生活扶助費の支払請求権は認められないから、棄却した（主文第3項）。

以上